平成２２年（フ）第１５４２号
宮城県宮城郡利府町しらかし台４丁目12番地３
債務者　丹野　和江
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５４号
仙台市若林区荒浜新２丁目18番地の16
債務者　鎌田　泰行
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
富山県射水市一条12番地６
債務者　一ノ瀬尚彦
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５３２号
金沢市暁町11番48号
債務者　谷内　直征
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８５４号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地２　330号棟207号室
債務者　西脇真由美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１５号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘５棟710号
債務者　森岡　美香（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９１８号
名古屋市中村区名西通１丁目16番地　名西ハイツ201号
債務者　小田　宣博
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７９号
名古屋市守山区松坂町24番地　シャルマン松坂404号
債務者　袴田　　貴
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６号
滋賀県東近江市蒲生堂町340番地132
債務者　奥村　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４６号
滋賀県東近江市伊庭町184番地64
債務者　吉村　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６７号
滋賀県彦根市八坂町2038番地９
債務者　木村　正人
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６８号
滋賀県彦根市八坂町2038番地９
債務者　木村　人美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８０５８号
大阪府茨木市耳原１丁目２番25号
債務者　加藤由梨子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１１５号
大阪府門真市大字三ツ島168番地の23
債務者　木佐　和広
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３２号
大阪市東淀川区豊新２丁目６番６号　ベルメゾン豊新305号
債務者　金田　次郎
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５６号
大阪市平野区喜連西３丁目19番５―204号
債務者　廣田　孝三
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３９６号
大阪府茨木市橋の内３丁目26番16号
債務者　笠井眞知子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部